平成27年1月22日 飯塚市告示第29号

(目的)

第1条 この告示は、就職した障がい者に対し、就職支度金(以下「支度金」という。) を支給し、その自立を援助することにより、障がい者の福祉の増進に資すること を目的とする。

(支度金の対象者)

- 第2条 支度金の対象者は、本市において就労移行支援事業又は就労継続支援事業 の支給決定を受け、かつ、当該事業を利用し、就職又は自営のため事業所を退所 した者とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、既に支度金の給付を受けた者は、再び支度金の給付を受けることができない。

(支度金の額)

第3条 支度金の額は、1人につき36,000円を上限とする。

(給付申請)

- 第4条 支度金の給付を受けようとする者は、就職した日から1年以内に就職支度金給付申請書に次の各号に定める書類を添えて市長に提出するものとする。
 - (1) 雇用証明書等の就職している状況がわかるもの
 - (2) 領収書の写し(使途内訳を明記すること。)

(支給決定)

- 第5条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに審査を行い、支給の可否を 決定するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により支給を決定したときは、就職支度金支給決定通知書により申請者に通知する。
- 3 市長は、前条の申請を却下するときは、就職支度金給付申請却下決定通知書に より申請者に通知するものとする。

(支給決定の取消し)

- 第6条 市長は、支給決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項及 び第2項の規定により決定された支給決定を取り消し、就職支度金支給決定取消 通知書により支給決定者に通知するものとする。
 - (1) 支給決定者が支度金を受ける必要がなくなったと市長が認めるとき。
 - (2) 支給決定者が市内に住所を有しなくなったとき(居住地特例地が本市であ

るときを除く。)。

(3) 給付申請に際し、虚偽の申請を行った等不正行為が認められたとき。 (支度金の請求及び支払い)

第7条 第5条の通知書を受けた者は、速やかに請求書を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに支度金を支払うものとする。 (補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、様式その他必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この告示は、告示の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。 (飯塚市障がい者地域生活支援事業実施要綱の一部改正)
- 2 飯塚市障がい者地域生活支援事業実施要綱(平成25年飯塚市告示第86号)の一部 を次のように改正する。

第2条第1項中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、第12号 を削り、第13号を第11号とする。

第7条第1項中「、第8号又は第9号」を「又は第8号」に改める。

第12条第1項中「及び第10号から第12号まで」を「、第9号及び第10号」に改め、

同条第2項中「第10号、第11号及び第12号」を「第9号及び第10号」に改める。

別表第1中生活サポート事業の項を削る。

別表第2中施設入所者就職支度金給付事業の項を削る。